

令和7年2月25日

報道関係 各位

沖縄県生活福祉部
生活安全安心課

令和6年沖縄県北部豪雨災害の被害における災害義援金の配分について(お知らせ)

県では、令和6年北部豪雨災害による被害に対して寄せられた義援金を公正かつ適正に被災者に配分するため、「令和6年沖縄県北部豪雨災害義援金配分委員会」を設置したところであります。

県内外から日本赤十字社沖縄県支部及び沖縄県共同募金会へ多くの義援金が寄せられており、これらの集まった義援金について、同配分委員会において、被災市町村への第1回目の配分を下記のとおり決定したので、お知らせします。

記

1 義援金の額

| 募集团体 | 寄付件数 | 義援金の額 | 備考 |
|-----------------|------|-------------|--------------|
| 日本赤十字社 沖縄県支部 | 322 | 7,597,508円 | 令和6年12月31日現在 |
| 社会福祉法人 沖縄県共同募金会 | 603 | 11,852,880円 | 令和7年1月24日現在 |
| 計 | 925 | 19,450,388円 | |

2 義援金配分計画(配分委員会決定事項)

(1) 配分対象

住家被害において、「一部損壊以上」の世帯に各15万円支給
(名護市34世帯、国頭村41世帯、大宜味村5世帯、東村18世帯、恩納村3世帯、
計 1市4村101世帯)

(2) 配分額

| | 合計 | |
|------|-----|------------|
| | 世帯数 | 配分額 |
| 名護市 | 34 | 5,100,000 |
| 国頭村 | 41 | 6,150,000 |
| 大宜味村 | 5 | 750,000 |
| 東村 | 18 | 2,700,000 |
| 恩納村 | 3 | 450,000 |
| 合計 | 101 | 15,150,000 |

※世帯数については1月10日時点の罹災証明書発行世帯数

(3) 配分方法

県から市町村へ配分し、市町村から被災者へ支給する。(請求に基づき支払)

(4) 配分時期

特別な事情がある場合を除き、令和6年度中に配分する予定。

3 未配分の義援金の取扱いについて

3月31日まで義援金の募集を行い、今回未配分の義援金を含めて、4月以降に2回目の配分を行う予定。

【連絡先】

沖縄県 生活福祉部 生活安全安心課
担当: 仲宗根 TEL 098-866-2187